

恵比寿を、日本中の「まちづくり」のお手本に!

～シブヤ大学 恵比寿キャンパス設立支援サポーター募集のお願い～

懐の深い街、恵比寿。

恵比寿は、女性のイメージの強い街ですが、下町的な匂いのある男前な街でもあります。それに加え、昔からクリエイターや商人などクリエイティブな人が多く集う場所。

こうした地域の特色を活かして、自分たちの街に愛情や誇りを持ち、参加できる場をつくる。そして、恵比寿を日本中のまちづくりのいいお手本にしたい。私たち『シブヤ大学』は、そう考えます。

『シブヤ大学』は、「地域密着型の生涯学習」と「新しい地域コミュニティづくり」を目指し、“街をキャンパス”に見立てて、毎月第三土曜日に街の至るところで授業を行うNPO法人です。地域に関わる人が“誰でも先生、生徒”になれること、「授業」をきっかけにゼミ・サークルなど自発的な市民活動が生まれていることが特徴です。

これまでの2年間の活動を経て、“もっと地域に密着することで、見えてくる課題や育つコミュニティがあるはず”という気づきから、渋谷「区」全体をフィールドにしているシブヤ大学の中に、「地域」を限定した“キャンパス”を開校する運びとなりました。街に暮らす人々と共に話し合い、そこから浮かび上がってきたキーワードから、恵比寿ならではの授業やゼミ、サークルなどを展開します。

「女」と「男」が出会い、「生まれる、生きる」。

“人”を主役にした3つのキーワードが『恵比寿キャンパス』の軸です。

1. 「女」恵比寿

美容やリラクゼーション、ファッション、習い事など華やかな女性イメージのある恵比寿をさらに開拓する授業。

2. 「男」恵比寿

町内会のお祭りや定食屋、立ち飲みの居酒屋など、下町の匂いのする昔ながらの男前な恵比寿を発掘する授業。

3. 「女+男=生まれる、生きる」

クリエイターやアーティスト、商人、農業などのクリエイティブな要素が溢れる恵比寿の魅力を伝える授業。

また、2008年10月の『京都カラスマ大学』の開校をはじめ、札幌、鎌倉、山梨、松本、大阪、名古屋、広島で姉妹校の開校準備が進んでいます。

シブヤ大学は、英語で「SHIBUYA UNIVERSITY NETWORK」。

これからも、いろいろな人に参加をしてもらうことで、カタチを変えていきたい私たちです。

ぜひ仲間になって下さい!

応援よろしくお願ひいたします。

開校初年度 目標参加者数	1,000 人 (1コマ参加人数 30 人 × 月 3 回授業 × 12ヶ月 ÷ 1,000 人)
開校初年度 資金調達目標	2009 年 3 月末までに 300 万円 (開校準備資金として) 2010 年 3 月末までに 1000 万円 (初年度運営資金として) (1コマ必要経費 30 万円 × 月 3 回授業 × 12ヶ月 ÷ 1000 万円)
御礼記名	ご協賛いただきましたご芳名は、 シブヤ大学ホームページ内の恵比寿キャンパス紹介ページにて、 「設立支援サポーター」として記載させていただきます。
設立支援金	コミュニティーサポーター(個人・法人):一口 1 万円 コーポレートサポーター(法人):一口 10 万円。 何口でもご協賛いただけます。複数口のご協力をお願い申し上げます。

御振込先

三菱東京 UFJ 銀行 渋谷支店 普通 0071363

特定非営利活動法人 シブヤ大学 恵比寿キャンパス

NPO 法人 シブヤ大学 学長 左京 泰明
東京都渋谷区宇田川町 5-2
渋谷神南分庁舎 2 階(株)渋谷サービス公社内
TEL:03-3770-4285/FAX:03-3770-4286
MAIL:info@shibuya-univ.net

恵比寿キャンパス 運営メンバー

校長 小倉若葉

古川誠二

上田晋

引地陸

新谷佐知子

新谷比佐

小熊千佳子

関根悠二

横山叙子

荒昌史

佐藤隆俊

川村庸子

シブヤ大学・恵比寿キャンパス設立支援サポーター申込書

年 月 日

シブヤ大学 御中

設立支援サポーター規則に同意の上、支援会員として入会を申し込みます。

社名（個人の場合は個人名を記入）	
記載名（ホームページに記載する名称：法人・個人・グループなど）	
所在地・住所	
法人・グループ：代表者名（役職名も）	
法人・グループ：担当者名（役職名も）	
電話・携帯番号	
メールアドレス	
業種（個人の得意分野など）	
設立年月日（個人の方は生年月日：○年生まれまでで結構です）	年 月 日
URL（ホームページアドレス）	
紹介者	
シブヤ大学に期待すること（地域のコミュニティ作り。こんな授業をして欲しい、この人の授業を受けたい、など）	
シブヤ大学で実現したいこと（国立競技場で子どもたちにサッカーをさせたい！など）	
その他、協力できること <input type="checkbox"/> 学生登録 <input type="checkbox"/> ボランティアスタッフ <input type="checkbox"/> 先生になる、紹介できる <input type="checkbox"/> 授業アイデアがある <input type="checkbox"/> 人を紹介できる など	
設立支援サポーター申込	
<input type="checkbox"/> コミュニティサポーター（個人）の場合（1口10,000円）	口数： <input type="checkbox"/> 円
<input type="checkbox"/> コーポレートサポーター（法人）の場合（1口100,000円）	口数： <input type="checkbox"/> 円

御振込先

三菱東京UFJ銀行 渋谷支店 普通0071363
 特定非営利活動法人 シブヤ大学 恵比寿キャンパス

FAXの送信先

03-3770-4286

シブヤ大学・恵比寿キャンパス設立支援サポーター制度規則

(目的)

第一条

特定非営利活動法人シブヤ大学・恵比寿キャンパス（以下、シブヤ大学という）の使命および活動趣旨に賛同し設立に向け準備金の寄付あるいは内外に設立に向けたPR活動を積極的に行い、開校と運営を支える法人・団体・個人を、「設立支援サポーター」（以下、会員という）とする。

※尚、当会員は定款記載のシブヤ大学の運営に議決権を有する正会員ではありません。

※シブヤ大学・恵比寿キャンパスは、2009年2月22日開校を目標としています。

※設立支援サポーターの募集は、2009年1月～2010年3月31日までとします。

(支援会員申込)

第二条

シブヤ大学・恵比寿キャンパス設立に向け支援しようとする法人・団体・個人（以下、申込者という）は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申込者の関連参考資料とともに提出するものとする。

(入会審査)

第三条

入会申込書ならびに関連参考資料に基づき、申込者がシブヤ大学・恵比寿キャンパスを真に支援するものであるか否かをシブヤ大学事務局において審査する。

(設立支援金)

第四条

設立支援金は、コミュニティーサポーターの場合 1口 10,000円、コーポレートサポーターの場合 1口 100,000円とする。設立支援金は、シブヤ大学・恵比寿キャンパス設立のための事業に使用する。一旦納入された設立支援金は、理由の如何を問わず返還しない。

(特典)

第五条

会員は次の特典を受ける権利を有する。

<シブヤ大学ホームページ内、恵比寿キャンパス紹介ページでの「設立支援サポーター」として記載>

・個人、法人、団体名を記載

<『シブヤ大学サロン』のご案内>

・本サロンはシブヤ大学に関わるNPO・企業・クリエイターが参加する交流会で、年4回開催予定です（飲食代別途）。

(会員の注意義務)

第六条

会員は、シブヤ大学の活動を支援する者として次の義務を負う。

(1) 名称、所在地、電話番号、担当者名等変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

- (2) 会員は、販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、会員であることを告知する場合は、会員の事業内容や商品に関連して、当該関係先はシブヤ大学の名称をいかなる形でも表示・使用することはできないことを周知させること。
- (3) 2010年4月以降は、シブヤ大学が設置する個人会員、法人会員に移行することができる。その場合は、新規の入会金は免除となり、年会費を必要とする。(法人年会費1口10万円より)

(禁止事項)

第七条

会員は、会員であることはシブヤ大学が会員の事業内容や商品を保証するものではないことを理解し、会員であることを根拠に次のことをしてはならない。また、当該会員に所属する者、及び販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先をしてさせてはならない。

- (1) 新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体を通じた自社取扱商品などの宣伝・販売促進活動の中で、会員であることをうたうこと。
- (2) 自社取扱商品または広告物にシブヤ大学の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用すること。
- (3) シブヤ大学の承諾なしに、シブヤ大学支援のためと称してチャリティイベントの開催、チャリティ商品の企画・開発・販売など、自社事業に沿った活動を行うこと。
- (4) 会員の販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、会員であることを告知する場合に、口頭であるか文書であるかを問わず、シブヤ大学の法人会員資格が会員の事業内容や商品を保証するものであるかのような誤解を生じさせること。
- (5) シブヤ大学の名誉を傷つけ、信用を失墜させ、その他シブヤ大学の活動の趣旨に反する行動をとること。
- (6) その他シブヤ大学に不利益となる行為を行うこと。

(会員資格の喪失)

第八条

会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- (1) 期限後3カ月を過ぎるも会費の納入がないとき。
- (2) 倒産、解散したとき。

(除名)

第九条

会員が次の各項の一に該当するときは、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

- (1) 第九条に定める禁止事項に違反したとき。
- (2) その他、シブヤ大学の活動趣旨に反する行動をとったとき、或いは信用を失う行為があったとき。

(本規則の変更)

第十条

本規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。